

防府市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱

平成28年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市奨学資金貸付条例（平成9年防府市条例第20号。以下「条例」という。）に基づき定住促進奨学金を借り受けた大学生等（以下「奨学生」という。）の防府市への定住を促進するため、定住促進奨学金の返還に要する経費を補助する定住促進奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 補助金の対象者は、条例に基づく定住促進奨学金の貸付けが終了し、卒業の翌月の初日から継続して3年以上生活の本拠地を防府市に置いた奨学生とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、奨学生が貸付けを受けた定住促進奨学金の全額とする。

2 前項に規定する補助金は、補助金交付申請者の同意を得て、防府市奨学資金貸付基金へ繰り入れるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 奨学生は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書（第1号様式）に住民票を添えて市長へ提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前項の申請書を受理し、第2条に規定する交付条件に適合したと認めるときは、交付を決定し、防府市定住促進奨学金返還支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(その他)

第6条 奨学生が退学し、定住促進奨学金の貸付けの辞退、又は条例第11条の規定により奨学生を取り消されたときは、第2条中「貸付

けが終了し」とあるのは、「貸付けを受け」と、「卒業の月」とあるのは、「当該事由が生じた月」と読み替えるものとし、第4条中「卒業後」とあるのは「当該事由が生じた後」と読み替えるものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年度新規奨学金申請者から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所

氏名

防府市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書

私が借受けした防府市定住促進奨学金について、補助金の交付を受けるため、防府市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、補助金については、防府市奨学金貸付基金へ繰り入れることに同意します。

記

1 補助金の額 円

2 添付書類 住民票抄本1通

第2号様式（第5条関係）

第 号

年（ 年） 月 日

様

防府市長

防府市定住促進奨学金返還支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、補助金について、下記のとおり交付の決定をしたので、防府市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

なお、補助金は同要綱第3条第2項の規定により防府市奨学金貸付基金に繰り入れします。

記

補助金の額

円